

証券監視の現場から

～「ファンド投資」と「インサイダー取引」

平成22年10月20日

証券取引等監視委員会事務局

証券検査課長 其田 修一

I 証券取引等監視委員会とは

- 「日本版SEC」、「市場の番人」
平成4年設立(当時は大蔵省の外局)。現在は金融庁の外局。
- 3名の委員(出身は検察、監査法人、証券会社)
事務局(約370名、検事、弁護士、会計士等専門家多数)
地方組織(全国11の財務局に証券取引等監視官を配置)
- 主な仕事は、
 - ①証券会社等の業者の検査
 - ②インサイダー取引、粉飾決算等の悪質犯罪の調査、告発
(刑事事件)
 - ③インサイダー取引、粉飾決算等の調査、課徴金の賦課勧告
(行政処分)
 - ④日常的な市場監視、情報収集・分析

I . 証券取引等監視委員会とは(2)

・最近の活動実績

- －大学投資サークルOB事件(ネット取引による相場操縦)
- －インサイダー取引(弁護士、会計士、マスコミ、情報会社等)
- －粉飾決算(売上の水増し、循環取引等)

- －証券会社の投資勧誘上の問題
 - 投信の乗換勧誘、高リスクの不動産ファンドの説明不備
- －インターネット証券のシステム管理態勢
- －ファンド業者の詐欺的営業実態

I . 証券取引等監視委員会とは(3)

○証券検査課の検査対象業者

証券会社、銀行、FX業者、投資運用会社

投資助言業者、ファンド販売業者

信用格付会社

証券取引所 など多様。対象数は約8千社。

⇒最近は、投資者保護のため、悪質なファンド販売業者等の検査に注力

Ⅱ. ファンド販売業者の検査

金融商品取引法上、ファンドとは…

- ① 広くお金(出資金)を集め、
- ② 何らかの事業に投資し、
- ③ その収益で配当を行う 仕組み



- ⇒ 投資対象事業は何でもよい
例) 映画、レストラン、ワイン、絵画、沈没船、未公開株…
- ⇒ 収益次第で配当が上下(最悪の場合無配当)
元本の保証なし(最悪の場合元本ゼロ)

Ⅱ. ファンド販売業者の検査(2)

ファンドの販売には、原則として内閣総理大臣への登録が必要
⇒登録の有無は金融庁のHP (<http://www.fsa.go.jp/>) で確認可能
⇒無登録業者とは取引しない(詐欺的事例が多発)
例) L&G 「円天」(疑似通貨) 約5万人、1,000億円
ワールドオーシャンファーム フィリピンで海老養殖 約3.5万人、850億円

登録業者には、法令で

- ①出資金の分別管理の確認義務(顧客の資金と自分の資金は区別)
- ②取引の内容等を記載した契約締結前書面の交付義務
- ③著しく事実に相違する表示や虚偽のことを告げる行為の禁止 等の規制

⇒検査で違反が見つかった場合は登録取消、業務停止等の行政処分

⇒登録業者の中にも問題業者あり(登録＝安全ではない)

Ⅱ. ファンド販売業者の検査(3)

事例Ⅰ モンゴルファンド

投資対象: モンゴルの鉱山開発に用いる重機のリース事業
年間予想配当率: 11.6~16.8%

販売業者: 平成15年設立の東京都港区の登録業者A社

販売実績: 110件、約5億3,000万円

実態は...

無登録業者に販売をさせ、多額の報酬を支払い。

顧客の出資金を流用し、自社の借入金を返済。

⇒出資総額の半分以上を費消

顧客の出資金による配当(自転車操業)

⇒ 関東財務局の検査結果に基づき、A社の登録を取り消し



Ⅱ. ファンド販売業者の検査(4)

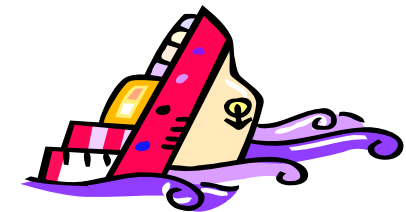
事例2 沈没船引揚げファンド

投資対象: エクアドル沖の沈没船引揚げ事業

販売業者: 東京都港区の登録業者B社

予想最低配当率: 100%、200%等

販売実績: 約60名、約8億円



実態は・・・

多額の使途不明金(関係者に1億5千万円を支出)

出資金の募集後、現地国の政変を理由に突然事業を終了

顧客資金と自社資金の分別管理不備

⇒監視委の検査に基づき、B社は業務停止処分

Ⅱ. ファンド販売業者の検査(5)

事例3 絵画ファンド

投資対象: 現代絵画

販売業者: 東京都中央区の登録業者C社

販売実績: 約70名、2億円超

実態は・・・

販売は札幌の未登録業者が実施

代金を払い込んだ絵画が買われていない

ファンドの決算報告が行われていない



⇒監視委の検査結果に基づき、C社は業務停止処分

Ⅱ. ファンド販売業者の検査(6)

事例4: 詐欺的事例

投資対象: ベトナムの株式、債券

販売業者: 都内の投資助言登録業者D社

併せて、届出業者(注)としてファンドを販売

(注)一定の要件を満たすプロ向けファンドは、届出のみで販売可能

販売実績: 132名、4.8億円

実態は...

実際に投資したのは35百万円のみ、残り4.4億円は自社の運転資金等に費消、流用

⇒関東財務局の検査結果に基づきD社は登録取消し

Ⅱ. ファンド販売業者の検査(まとめ1)

○ 悪質ファンドにみられる特徴

1. わかりにくい投資対象(投資事業がみえない)
海外事業、現代絵画、デジタルコンテンツ・・・
2. 業者の手数料が高率
3. 顧客資金と自社資金を混同、不明な支出
4. ファンド購入経験者、高齢者をターゲットに勧誘

Ⅱ. ファンド販売業者の検査(まとめ2)

○留意事項

1. 無登録業者とは絶対取引しない。
2. 登録業者にも問題業者がいることに留意
3. 高配当をうたうファンド、投資対象がよく分からないファンド等は要注意
4. 契約する前に、契約内容を記した書面をよく読み、不明な点は質す。少しでも納得が行かない場合は契約しない。

Ⅲ. インサイダー取引をしないための基礎知識

インサイダー取引は上場企業の社員だけの問題？

No！ ⇒ あなたにも起こりうる問題

未然防止のためには、知識が必要

Ⅲ. インサイダー取引をしないための基礎知識(2)



インサイダー(内部者)取引とは

1. 上場会社の関係者又は情報受領者が
2. 「重要事実」を知って
3. 公表前に
4. 株式等を売買すること

会社関係者と情報受領者

○会社関係者とは

上場会社等の役職員

帳簿閲覧権を有する株主

監督官庁の職員、契約締結者(含む弁護士等)

元会社関係者(該当しなくなってから1年以内の者)

○情報受領者とは

会社関係者から重要事実の伝達を受けた者

⇒家族、同僚、友人など(要注意!)

情報受領者から又聞きした者は? ⇒ 対象外

重要事実

○投資判断に重要な影響を及ぼす情報

増資、合併、解散、新製品、業務提携

災害による損害、主要株主の異動、業績修正 等

注意！ ⇒ 子会社の重要事実も対象

「重要事実」の発生時期

⇒実質的に決定された時期

取締役会決議の時点よりも早いのが通例

インサイダー取引への罰則

刑事罰・・・5年以下懲役、500万円以下罰金
没収、追徴

課徴金(行政処分)・・・利得相当額

具体的事例

1. 妻から「重要事実」の伝達を受け、株を購入
 - 妻の勤務していたA社がB社の子会社となる旨決定
 - 日常会話の中で当該事実を妻から聞いた夫は、株価の上昇を見込み、公表前にA社の株2,000株を約200万円で購入
 - ⇒ 課徴金 約40万円(利得相当額)

2. 親族から「重要事実」の伝達を受け、株を売却
 - 親族が勤務するC社の過去の決算に誤りが発覚
 - 親族から当該事実の伝達を受け、株価の値下がりを見込み、C社株9,700株を約1,100万円で売却
 - ⇒ 課徴金 約260万円 (利得相当額)

具体的事例(2)

3. 友人から「重要事実」の伝達を受け、株を購入

- 小学校来の同級生が勤務するD証券について、E社が公開買い付けを行い、子会社とする旨決定。
- 違反行為者は、上記同級生よりD社株式の購入を促され、上記事実公表前にD社株式26株を約510万円で購入
⇒ 課徴金 38万円(利得相当額)

インサイダー取引の監視体制

- 証券会社、取引所、証券監視委がチェック
- 証券会社、取引所は、インサイダー取引の疑いがあるものを証券監視委に報告
- 証券監視委はインサイダー取引に関する審査を年間1,000件程度実施
(⇒少額でも見逃さない)
- インサイダー取引の課徴金勧告件数は増加傾向
平成18年 11件 ⇒ 19年 16件 ⇒ 20年 17件 ⇒ 21年 38件!
- 最近、家族や友人等による違反が増加
平成20年 3件 ⇒ 21年 17件!

インサイダー取引をしないために・・・

1. 会社関係者

社内の情報管理態勢の整備

社員の意識 (情報を漏らすと他人に迷惑をかける)

2. 情報受領者

万が一「重要事実」を聞いたら、取引はしない

←インサイダー取引が見つかったら・・・

利益没収、刑事罰、勤務先解雇 (リスクは大きい)

ご清聴ありがとうございました。

「おいしい投資話」には、ご用心！

万が一、早耳情報、内緒の情報、「ここだけの話」を聞いた際は「インサイダー取引」に注意！

証券監視委への情報提供は：www.fsa.go.jp/sesc/watch/